

令和6年6月3日

春

第79号



# 荒川沿岸 土地改良区だより

目次	
○令和5年度第74回通常総代会開催	2～4頁
○功労者等表彰受賞者紹介	5頁
○令和5年度実施県管理事業について	6頁
○令和5年度実施土地改良事業について	7頁
○令和6年度土地改良事業について	8頁
○令和6年度一般会計収支予算	9頁
○令和6年度賦課金について	10頁
○令和6年度職務分掌及び新人挨拶	11頁
○組合員の皆様へお知らせ	12頁

発行元 荒川沿岸土地改良区  
新潟県村上市花立4558  
電話 0254+62+3151  
FAX 0254+62+1703  
Eメール midori-aradokai@z.c.wakwak.com  
編集兼発行人 荒川沿岸土地改良区理事長 小川 巖

# 令和5年度 第74回通常総代会開催

第七十四回通常総代会を去る三月二十九日に、総代定数五十名（現在総数四十九名）に対し、四十名出席のもと開催いたしました。

議長に高野金一総代（小岩内）を選出し、午後二時より議案審議に入りました。左記の事項について小川巖理事長より議案説明があり、事務局より詳細に説明し、慎重に審議した結果、提出された全議案を原案通り全会一致で可決し、閉会しました。

また、当日は高橋村上市長を来賓としてお招きし、ご祝辞をいただきましたので、理事長の挨拶とともにご紹介いたします。

- 承認第一号 令和五年度県単農業農村整備事業（干ばつ応急対策事業の施行について（理事長専決））
- 承認第二号 令和六年度土地改良施設維持管理適正化事業の申込みについて（理事会専決）
- 承認第三号 令和五年度団体営土地改良事業の変更施行について（理事長専決）
- 承認第四号 令和五年度団体営土地改良事業の施行について（理事会専決）
- 報告第一号 中間監査報告について
- 議第一号 規約の一部改正について
- 議第二号 諸規程の一部改正について
- 議第三号 令和五年度県営土地改良事業の変更実施について
- 議第四号 令和五年度土地改良事業地元負担金の変更借入について
- 議第五号 令和五年度一般会計及び特別会計収支補正予算について
- 議第六号 令和五年度一般会計繰越明許費について
- 議第七号 令和六年度県営土地改良事業の実施について

- 議第八号 令和六年度団体営土地改良事業の施行について
- 議第九号 令和六年度県単農業農村整備事業の施行について
- 議第十号 令和六年度土地改良施設維持管理適正化事業の施行について
- 議第十一号 令和六年度土地改良事業地元負担金の借入について
- 議第十二号 令和六年度新潟県国営造成施設県管理事業（荒川頭首工）地元負担金について
- 議第十三号 令和六年度組合費の賦課及び徴収方法について
- 議第十四号 令和六年度一般会計及び特別会計収支予算について
- 議第十五号 令和六年度農地転用決済金の徴収について
- 議第十六号 令和六年度災害復旧事業の施行について
- 議第十七号 令和六年度一時借入金金の借り入れ及び積立金の一部運用について



会議の様子



議長 高野 金一(小岩内)

# 総代会挨拶



理事長  
小川 巖

本日第七十四回通常総代会を開催しましたところ、総代皆様におかれましては、春の農作業などを控え何かとご多忙の中、多数のご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

今年の一月一日に発生した令和六年能登半島地震では、二四一名の尊い命が失われ、震源地に近い能登地方をはじめ県内でも揺れと液化化現象等による住宅被害が発生するなど広範囲にわたり甚大な被害をもたらしました。ここにお亡くなりになられた方のご冥福を祈り、被災された方々にお見舞いを申し上げますと共に一日も早い復旧・復興を願っているところであります。

本日、昨年の役員改選後、新体制で迎える初めての総代会となります。

私ごと、再度理事長職に選任されましたが、今後とも引き続き、新役員共々、組合員の負託に応えるべく鋭意努力して参りますので、宜しくお願いを申し上げます。

また、年度末の公務多忙の中、村上市の高橋市長様をお迎えしております。

高橋市長様におかれましては、土地改良事業に対し、大変ご理解・ご協力を頂き深く感謝申し上げます。

昨年の岩船米は、七月の梅雨明け以降過去に例のない小雨、異常高温などの影響を受け、コシヒカリの一等米比率が四・九%、作況指数が九十

五の「やや不良」と一昨年の豪雨災害に続き、農家にとって大変厳しい状況に立たされた年でありました。

今年の冬は例年になく小雪で、昨年同様に夏場の渇水が心配されることであります。ブランド米「岩船産コシヒカリ」の一等米比率の向上と品質向上のためにも、出穂期の農作業用水確保に万全を期して対応していきたいと思っておりますので、総代皆様のご協力をお願い致します。

さて、国政におきましては、ロシアのウクライナ侵攻や気候変動などを背景に、食料安全保障を強化するため、制定から二五年を経て初めて食料安全保障の抜本的な強化、環境と調和のとれた産業への転換、人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持の観点から農政の憲法とされる「食料・農業・農村基本法」の改正の成立を目指す方針であります。

土地改良区におきましても、基本法改正の方向性を踏まえ、各種土地改良事業を活用し、防災・減災や急務となつている老朽化施設への対応や農業水利施設等の基盤の整備を進め、多面的機能支払による地域社会の維持に努めていきたいと思っておりますので、総代皆様のご理解・ご協力をお願い致します。

新年度農業農村整備事業関係予算につきましては、令和五年度補正一千七百七十七億円を加えた総額で、前年度予算より百六十億円増額の六千二百四十億円となりました。

土地改良区といたしましても、地域農業発展のために高収益作物の導入による農業競争力の強化、スマート農業の導入などで、効果的な事業展開を図るためにも、今後引き続き地域の要望に応えるべく予算確保に向け、農水省、財務省などに要請活動を行って参りたいと考えておりますので、総代皆様のご協力をよろしくお願い致します。

令和六年度の土地改良事業につきましては、新規事業の団体営基幹水利施設ストマネ事業右岸水

管理施設地区他一地区、維持管理適正化事業を始め、引き続き県営事業の旧関根川地区他二地区の実施が予定されており、総額で三億四千四百万円ほどの事業を予定しております。

組合員の皆様は基より、関係総代・役員の皆様には何かと大変お世話になりますが、引き続きご理解・ご協力の程、よろしくお願いを申し上げます。

本日上程致します議案は、専決による承認案件が四件、中間監査報告及び、規約、諸規程の一部改正、事業の追加、電気料高騰に伴う補助金、災害被災地域償還助成金及び業務受託収入の増額並びに積立金、特別会計への繰出に伴う令和五年度の補正予算、令和六年度予算などと合わせて二十一件の上程を予定しております。

新年度予算につきましては、経常賦課金、各管理区賦課金共に昨年同様据え置きとさせて頂きました。補助金及び借入金などの減額に伴い、前年度より減額予算となっております。また、議事終了後、役員・総代として土地改良に対する長年の労に感謝し、昨年秋選任された六名の方々に對して、土地改良功労者表彰を行わせていただきますので、総代皆様のご協力をお願いいたします。

なお、議案詳細につきましては、上程の都度説明させて頂きますので、総代皆様には慎重審議の上、全議案ご承認頂きますよう、よろしくお願いを申し上げます。

また、今年には総代・役員合同による四年に一度の総代視察研修を予定しております。日程につきましては六月七日、八日とさせていただきますが、視察研修場所については、現在検討中であり、決定したい皆様方にご連絡させていただきます。是非とも多数のご参加をお願いいたしまして、私の開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、ご苦勞様でございます。

# 村上市長祝辞



高橋 邦芳 村上市長

皆様こんにちは。

ご紹介いただきました村上市長の高橋です。

本日は、令和5年度第74回通常総代会の御盛會誠におめでとうございます。

前回の通常総代会の時は災害やコロナウイルスの影響がまだ残る中、他会場での開催となるなど中々大変な状況だったと思います。が、今回こうして本会場で開催できたことを心よりお慶び申し上げます。ここへ向かう道中でも被災箇所の復旧状況を確認しながら向かっておりましたが、まだまだ災害の爪痕が残っている状況でありました。村上市全体としては現在95%強までは復旧が進んでおりますが、依然として復旧が完了していない箇所もございますので、令和6年度におきまして

も引き続き徹底的に改修に当たりたいと思っております。思い返しますと被災当時は荒川頭首工の左右岸ともに相当なダメージを受けた中で、善くぞ令和5年度から作付がスタートすることが出来たと感銘を受けております。作況指数におきましては若干低下したものの、ここまで持ち直すことが出来たのも関係機関をはじめ、総代皆様方のお力添えがあったからこそだと思っております。感謝申し上げます。今ほど理事長からのお話でもありましたが、食料安全保障の観点からも引き続き基盤の維持を将来に渡って継続していくことが重要です。本市と致しましても毎シーズンの作付に対する支援はもちろんのこと、今後の担い手育成も含めた将来的に持続可能な農業の構築に力を入れていきたいと考えております。今後とも皆様方と連携をしながら支援を進めて参りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また、皆様の中でご承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、今年の2月に全国をフィールドにしたおにぎりサミットを開催させていただきました。何故おにぎりかと言いますと、やはり日本の誇るお米を国内はもちろんのこと、世界へ広めていけるようなスキームで対応していきたいということで、全国から7つの自治体が連携しておにぎりサミットをスタートさせました。お米は南魚沼

市の魚沼産コシヒカリを使用し、おにぎりの具材は各自治体の特産品を用いて作られました。いま、東京都内ではおにぎり専門店が繁盛している他、ヨーロッパでもおにぎりが非常に好評を博しているなど、世界的にもおにぎりへの関心が高まっている中で徐々に輸出が拡大している状況がございますので、世界に誇れるお米をしつかりと本市で作り上げ、提供していくことが我々の生業として収益に繋げていくためにも重要であると思っております。そのためには、土地改良区を始めとした基盤をしつかりと支えていく作業が必要となりますので、私も精一杯皆様方の応援をさせていただきますたいと思っております。日頃から理事長をはじめ、土地改良区の皆様方が農林水産省や財務省への要望活動に尽力していただいていることで、本市が国と連携をしながらしつかりと皆様の応援をすることが出来ております。このことについて改めて感謝申し上げます。いよいよ令和6年度もスタートし国の予算も成立した中、本市と致しましてもしつかりと皆様方とともに本市の誇る農業基盤を支えていきたいと思っておりますのでよろしくおんを申し上げて、お招きいただきました私からのお祝いの言葉とさせていただきます。本日の総代会何卒よろしくお願いいたします。



表彰式の様子  
( 櫻井祐治様 佐藤晴一様 出席 )

〈受賞者〉

櫻井 祐治様	長谷部順一郎様
佐藤 晴一様	渡邊 梅藏様
熊倉 榮様	鈴木 正彦様

長年に渡り、土地改良事業の推進にご尽力いただいた功績を称え、令和5年度に退任された総代3名並びに理事1名と監事2名の方に、理事長より表彰状と記念品が贈られました。

## 土地改良区功労者表彰



去る3月26日に、第65回全国土地改良功労者等表彰が東京の砂防会館にて開催されました。  
長年に渡り土地改良事業の推進ならびに土地改良区等の運営に著しく貢献されたとして、当土地改良区より職員1名が受賞されました。

## 第65回全国土地改良功労者等表彰

令和5年度に実施した国営造成施設県管理事業についてご報告します。

# 【令和5年度県管理事業(荒川頭首工)】

## 操直流・発直流電源盤バッテリー更新／荒川頭首工PAS(高圧気中負荷開閉器)更新

今年度は耐用年数が迎えた電気設備部品の更新を行いました。  
荒川頭首工は停電復旧までの間にゲート操作による水位調整を行えるように発電機を設けており、  
停電発生から約30秒で発電機が稼働するようになっています。



# 【災害復旧事業(荒川頭首工)】

## 左右岸水位計復旧

令和4年の災害によって損壊した左右岸幹線用水路の水位計が復旧し、昨年7月24日に完成検査が行われました。災害時に水路に流れ込んでいた土砂も撤去してこれまで通りの計測を行えるようになりました。また、記録の表示を今までの計装盤ではなくパソコンで表示するようになりました。

復旧前

復旧中

復旧後



令和5年度

荒川沿岸土地改良区

主な実施事業

令和5年度に荒川沿岸土地改良区で実施した主な事業についてご紹介します。

基幹水利施設ストックマネジメント事業 岩鼻2号地区

岩鼻2号支線用水路ゲート取替工事



着手前



竣工

宿田地内から南田中地内を流れる岩鼻2号支線用水路にある制水ゲート、余水吐ゲートの計6門の扉体と開閉器を更新しました。

事業費：48,700千円

土地改良施設維持管理適正化事業



着手前



竣工(神林第2-3号揚水機場)

工事名	事業費(千円)
荒川第1-1号揚水機場 水中ポンプ取替工事	8,100
名割長政揚水機場 水中ポンプ取替工事	10,500
神林第2-3号揚水機場 水中ポンプ取替工事	17,600
旧堀川排水機場 水中ポンプ取替工事	9,700

金屋地内にある荒川第1-1号揚水機場、長政地内にある名割長政揚水機場、桃川地内にある神林第2-3号揚水機場、塩谷地内にある旧堀川排水機場の水中ポンプをそれぞれ取り替えました。

その他、以下の事業を実施しました。

事業名	地区名	工事名	事業費(千円)
農業水路等長寿命化・防災減災事業	荒川左右岸6期地区	排水機場・制水ゲート遠方操作改修工事	54,500
地域農業水利施設ストック マネジメント事業	荒川左岸第6地区	機能保全計画策定業務委託 3件	25,000
	神林用排水地区	機能保全計画策定業務委託 3件	47,200
	令和荒川地区	機能保全計画策定業務委託 2件	29,000
	八日市第2地区	排水機場建屋更新工事	21,500
農業水利施設安全対策推進事業	荒川地区	安全施設設置工事(ネットフェンス等)	10,000
水利施設管理強化事業	殿岡地内	殿岡制水ゲート扉体更新工事	2,000
県単農業農村整備事業(突発事故)	浦田地区	パイプライン漏水修繕工事	1,100
	乙金屋第1号地区	配管漏水修繕工事	1,500
	右岸管理棟2期地区	水管理システム監視装置改修工事	2,400

## 令和6年度 土地改良事業の概要

単位：千円

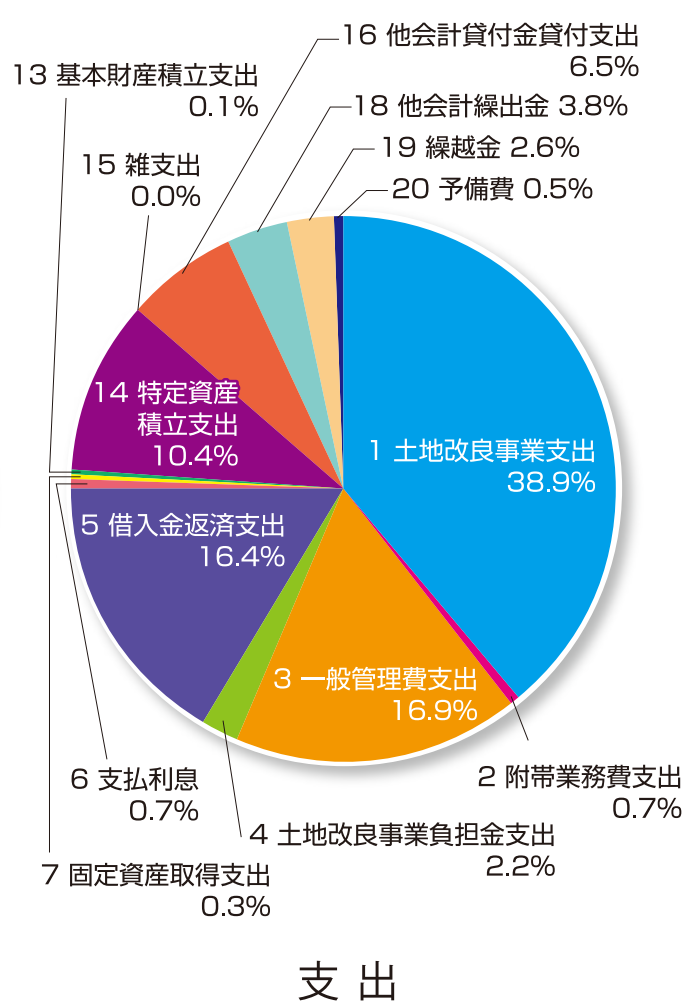
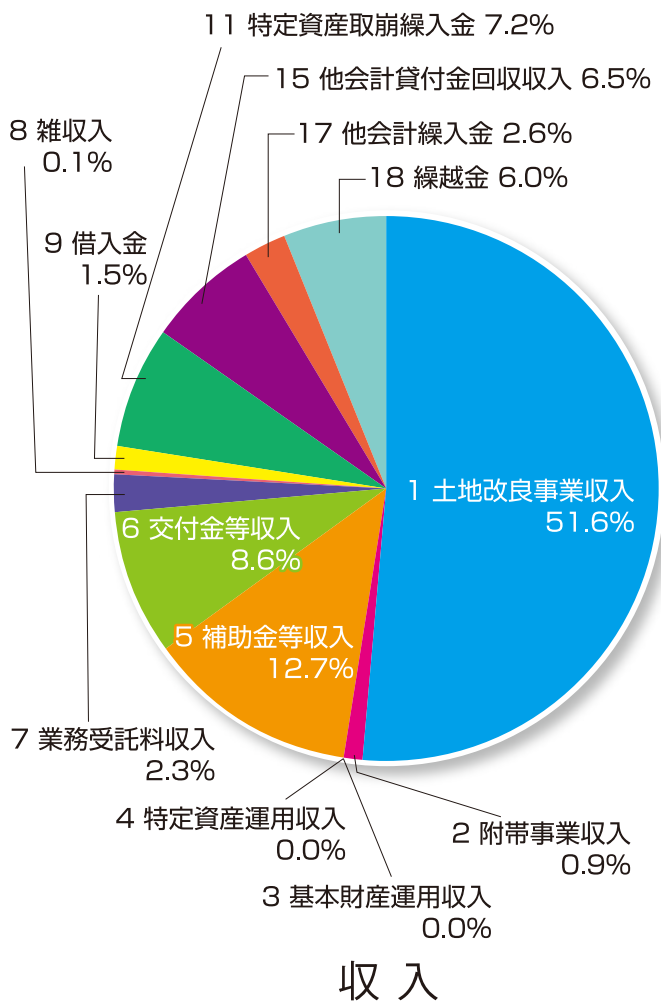
事業名	地区・施設	内容	事業費
国営造成施設県管理事業	荒川頭首工	洪水吐ゲート機側操作室シャッター更新 N=2.0面 (P2・P4)	30,578
水利施設管理強化事業	荒川沿岸	強化支援費 (多面的経費・整備補修費)	14,374
県営ため池等整備事業 (用排水・特大)	旧関根川 【湛防】	排水路工 L=200.0m (切梁・腹起し改修)	24,000
	神納用水路	隧道工(補修) L=752.0m	82,000
県営ため池等整備事業 (用排水施設整備)	堀川【湛防】	電動機・減速機更新 N=1.0基 電気設備更新 N=1.0式	63,000
基幹水利施設 ストックマネジメント事業 (突発事故)	村上第2 【契約繰越】	荒川第1-2号揚水機場 電動バタフライ弁取替 (φ600mm) N=1.0箇所	8,100
基幹水利施設 ストックマネジメント事業	右岸水管理 【一部湛防】	各揚水機通信機器更新 N=35.0箇所	42,000
	右岸排水機場 【湛防】	気中開閉器取替 N=3.0箇所 避雷器取替 N=1.0箇所	7,000
地域農業水利施設 ストックマネジメント事業	八日市第2期	電気施設更新 N=1.0式	18,000
地域農業水利施設 ストックマネジメント事業 (保全計画)	荒川左岸第7	機能保全計画策定 N=4.0路線	11,000
土地改良施設維持管理 適正化事業	乙金屋第1号 揚水機場	水中ポンプ取替 N=2.0台、他 (φ300mm×37kw)	17,000
	乙金屋第2号 揚水機場(低位部)	水中ポンプ取替 N=2.0台、他 (φ250mm×22kw)	12,000
	乙金屋第3号 揚水機場	水中ポンプ取替 N=3.0台 (φ250mm×37kw)	24,600
	旧堀川排水機場 【湛防】	吐出ゲート取替 N=2.0門	18,000
県単農業農村整備事業	指合	ファームポンド目地修繕 N=1.0式	1,100
	八日市第2排水機 【湛防】	旧建屋解体 N=1.0式	2,000
県単農業農村整備事業 (突発事故)	三日市排水機場 【湛防】	水中ポンプ取替 N=2.0台 (φ300mm×22kw)	14,000

## 令和6年度 一般会計収支予算の概要

単位：千円

収 入				
科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	
1 土地改良事業収入	395,767	392,447	3,320	
2 附帯事業収入	7,120	7,120	0	
3 基本財産運用収入	1	1	0	
4 特定資産運用収入	31	31	0	
5 補助金等収入	97,219	226,087	▲ 128,868	
6 交付金等収入	66,240	41,310	24,930	
7 業務受託料収入	18,002	71,049	▲ 53,047	
8 雑収入	805	888	▲ 83	
9 借入金	11,221	32,081	▲ 20,860	
11 特定資産取崩繰入金	54,758	61,915	▲ 7,157	
15 他会計貸付金回収収入	50,000	50,000	0	
17 他会計繰入金	19,716	24,133	▲ 4,417	
18 繰越金	45,648	51,053	▲ 5,405	
収入合計	766,528	958,115	▲ 191,587	

支 出				
科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	
1 土地改良事業支出	298,287	416,279	▲ 117,992	
2 附帯業務費支出	5,000	5,000	0	
3 一般管理費支出	129,271	128,246	1,025	
4 土地改良事業負担金支出	17,197	22,112	▲ 4,915	
5 借入金返済支出	125,728	173,952	▲ 48,224	
6 支払利息	5,666	7,241	▲ 1,575	
7 固定資産取得支出	2,000	3,000	▲ 1,000	
13 基本財産積立支出	500	1,000	▲ 500	
14 特定資産積立支出	79,461	83,743	▲ 4,282	
15 雑支出	1	1	0	
16 他会計貸付金貸付支出	50,000	50,000	0	
18 他会計繰出金	29,335	24,275	5,060	
19 繰越金	20,100	27,320	▲ 7,220	
20 予備費	3,982	15,946	▲ 11,964	
支出合計	766,528	958,115	▲ 191,587	



# 賦課金納入期限

期日までの納入をお願いします。

第1期 7月1日(月)

第2期 10月31日(木)

## 令和6年度 賦課金明細(10aあたり単価)

単位：円

荒川左岸【荒川・胎内】地域				荒川右岸【神林・岩船】地域											
期別	田		畑	期別	田					畑					
	10分地域	開田地域、保内(揚水機による山水掛り)	3分地域		10分地域	一部地域他(村上市平林及び宿田の3分地域)	各渓流水地域	桃川・百川左岸	桃川・松沢の各渓流水地域	指合地域	排水受益地域	多面的機能に支払交付金に係る河内地域	3分地域	畑地域	桃川渓流水
第1期	経常賦課金	2,400	720	720	第1期	経常賦課金	2,400	720	—	1,200	—	—	720	—	360
	管理賦課金	1,200	360	360		管理賦課金	1,600	480	480	800	1,600	144	480	144	240
第2期	経常賦課金	2,400	720	720	第2期	経常賦課金	2,400	720	2,400	1,200	—	720	720	720	360
	償還賦課金	1,270	381	381		償還賦課金	284	86	—	142	—	—	86	—	43
第一区賦課金(年額)		7,270	2,181	2,181	第二区賦課金(年額)		6,684	2,006	2,880	3,342	1,600	864	2,006	864	1,003

## 令和6年度 農地転用決済金明細(10aあたり単価)

単位：円

荒川左岸【荒川・胎内】地域				荒川右岸【神林・岩船】地域											
区分	田		畑	区分	田					畑					
	10分地域	開田地域、保内(揚水機による山水掛り)	3分地域		10分地域	一部地域他(村上市平林及び宿田の3分地域)	各渓流水地域	桃川・百川左岸	桃川・松沢の各渓流水地域	指合地域	排水受益地域	多面的機能に支払交付金に係る河内地域	3分地域	畑地域	桃川渓流水
荒川左岸	本区	120,000	36,000	36,000	荒川右岸	本区	120,000	36,000	60,000	60,000	—	18,000	36,000	18,000	18,000
	管理費	30,000	9,000	9,000		管理費	40,000	12,000	12,000	20,000	40,000	3,600	12,000	3,600	6,000
	償還金	22,830	6,849	6,849		償還金	4,759	1,428	—	2,380	—	—	1,428	—	714
第一区決済金		172,830	51,849	51,849	第二区決済金		164,759	49,428	72,000	82,380	40,000	21,600	49,428	21,600	24,714

# 令和 6 年度 荒川沿岸土地改良区 職務分掌

令和 6 年 4 月 1 日現在



## 新人紹介



事業課事業係  
小田 雄 仁

この度入所いたしました小田と申します。地域の地場産業を支え、農業の発展のための事業に貢献出来ることをうれしく思っております。一日でも早く皆様のお役に立てるよう努めてまいりますので何卒ご指導ご鞭撻の程よろしくお願いいたします。

# 組合員の皆様へお知らせ

賦課金は、**毎年度4月1日時点**の組合員名簿、土地原簿登録面積によって算定されます。農業委員会・市町村・法務局などでお手続きされても、**当事者が直接土地改良区へ届け出**（土地改良法第43条第1項）をしなければ、賦課金は今まで通りに賦課されます。下記のようなことがございましたら、必ず当土地改良区へ届け出てください。

- ★ 農地の売買、賃貸借の設定または解約
- ★ 農地を宅地等へ転用
- ★ 相続や経営移譲による組合員変更
- ★ 組合員の住所や口座の変更

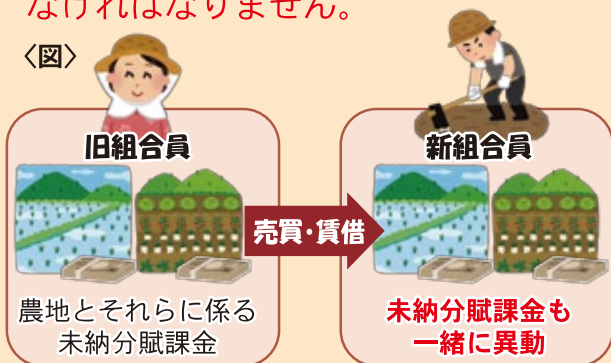
組合員や農地関係の変更、ご不明な点などがございましたら、当土地改良区へご連絡ください。



## 未納賦課金は新組合員の負担となります

売買や賃借などで農地の異動がなされ、その農地に係る賦課金に未納があったときは、土地改良法第42条（権利義務の継承及び決済）の規定により、**新組合員が未納分を納入しなければなりません。**

〈図〉



売買や賃借などの契約をする際には**未納の賦課金があるかどうか**当土地改良区に必ず確認してください。

## 安全管理推進啓発活動

土地改良区の水利施設における事故防止を目的に、安全管理推進啓発活動として各集落にポスターを配布いたしました。ご確認ください。



新潟県土地改良事業団体連合会HPより  
水土里ネット新潟(doren-niigata.or.jp)

## 農地中間管理機構利用による農地の賃貸借について

各市農業委員会では、農地中間管理機構利用による農地の賃貸借契約を受付けております。

新たに農地の賃貸借をお考えの方、農地を手放したい方、新たに農地の耕作をお考えの方は、農地中間管理機構の利用をご一考ください。

※詳しくは、「農地中間管理機構」で検索、または右記QRコードをご参照ください。

農林水産省HP  
「農地中間管理機構」

